



平成23年2月8日

各 位

会 社 名 セコムテクノサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂本 正治
(コード番号 1742 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 上田 理
(TEL 03-5340-5201)

支配株主であるセコム株式会社による当社株式に対する 公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ

当社は、平成23年2月8日開催の取締役会において、セコム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、下記2（4）「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を予定しており、本合併が実施された場合には当社の普通株式は上場廃止となります。また、下記2（4）「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社が本合併を実施しない場合には、本公開買付けの後一連の手続きを経て、当社が公開買付者の完全子会社となり、その後当社株式が上場廃止となりますが、その後当社は、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を予定しております。本取締役会決議は、いずれの場合においても、当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	セコム株式会社
(2) 事 業 内 容	警備請負サービスを中心としたオンライン・セキュリティサービス、現金護送及び常駐警備の提供、安全商品の販売等
(3) 設 立 年 月 日	昭和37年7月7日
(4) 本 店 所 在 地	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 前田 修司
(6) 資 本 金 の 額	66,377百万円（平成23年2月8日現在）

(7) 大株主及び持株比率 (平成22年9月30日 現在)	ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	8.11%
	(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.78%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.76%
	野村信託銀行株式会社(信託口2052098)	2.63%
	飯田 亮	1.85%
	野村信託銀行株式会社(信託口2052088)	1.77%
	財団法人セコム科学技術振興財団	1.72%
	ジェーピー モルガン セキュリティーズ (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	1.43%
	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.39%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1.37%	
(8) 公開買付者と当社の 関係等	資本関係	公開買付者は、平成23年2月8日現在、当社株式を8,800,000株(当社の発行済株式総数に対する保有株式数の割合67.76%)を保有しております
	人的関係	下記の者は、当社と公開買付者の役職を兼任しております。 監査役 中野 睦人(公開買付者顧問) 監査役 小野 晃司(公開買付者顧問) また、公開買付者の従業員65名が当社へ出向し、当社の従業員17名が公開買付者へ出向しております。
	取引関係	当社は、公開買付者に対し、オンライン・セキュリティサービスの構築に係る取付工事、建物・設備全般の保守点検、維持管理及びその他保全に係るサービスを提供しているほか、マンションセキュリティシステム等の安全商品を公開買付者から購入しております。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社に該当します。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成23年2月8日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式に対する公開買付けについて、下記2(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記2(3)「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載された方法により、決議に参加した取締役の全員一致により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、当社の発行済株式総数(平成22年9月30日現在:12,987,000株)の67.76%(8,800,000株)を保有しており、当社を連結子会社としていますが、この度、当社との経営統合を企図し、当社の発行済株式の全て(ただし、公開買付者が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)を、1株につき金3,500円にて(以下「本公開買付価格」といいます。)取得する本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限は設定されていません。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、昭和45年に公開買付者のオンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事の請負を目的として、公開買付者から分離独立し、子会社として設立されました。当社は、公開買

付者と共通の基本理念のもと、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事の施工と建物設備のメンテナンスを柱に、建築設備工事やエンジニアリング、マンションセキュリティシステム、安全商品・損害保険の販売なども行い、ビルや家庭の「安全・安心」を支えています。当社は、事業の更なる拡充を目的とした経営改革の過程で資金の確保とともに、社会的信用や知名度の向上、広範囲の優れた人材の確保、社員のモラル向上を図るため、平成11年に株式上場を果たし、現在も当社株式は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しています。

現在、当社は以下のサービス・商品をお客様に提供しています。

オンライン・セキュリティシステム工事の施工：家庭、店舗などの幅広いセコムグループ商品群のシステム構築に係る取付工事

ビルメンテナンス：建物の安全管理を柱としたビルメンテナンスサービスを提供

ファシリティマネジメント：建物設備の情報を、統合管理するサービスを提供

建築設備工事：新築ビルへの各種設備の設置及び既存設備のリニューアルなどの要望に対応

エンジニアリング：産業系設備に特化し、自然環境に配慮した製造環境をサポート

テクノ・オンコールセンター：夜間、休日でも設備の故障や修理を受け付けるオンコールセンターを運営

マンションセキュリティシステムの販売：マンションセキュリティシステムの販売・施工

安全商品・損害保険：セコムグループの開発による各種の防犯・防災商品、損害保険の取扱い

一方、公開買付者は、昭和37年の創業以来、日本で初めてのセキュリティサービス会社として、日々変化する社会の幅広いニーズに素早く対応することで「安全・安心」を提供してまいりました。昭和41年にオンライン・セキュリティシステムの開発を皮切りに、昭和56年に家庭向けのオンライン・セキュリティシステム、平成13年には屋外用携帯緊急通報システム「ココセコム」など、時代のニーズにいち早く対応したシステムを開発し、提供してきました。公開買付者並びに公開買付者の子会社及び関連会社からなるセコムグループは、より「安全・安心」で、より便利で、より快適な暮らしを社会に提供できるようセキュリティサービスを中核に据え、その事業領域を、防災、メディカルサービス、保険、地理情報サービス、不動産開発・販売、情報通信・その他へと拡大してきました。このような事業の各種サービスを複合的に組み合わせることで、セコムグループ独自のサービスを開発・提供し、「いつでも、どこでも、誰もが安全・安心に暮らせる社会」を実現する「社会システム産業」の構築を目指しています。

また、セコムグループは、平成22年11月に、「ALL SECOM」を宣言しました。「グループ総力のさらなる結集」を基本メッセージとし、展開するさまざまな事業間の連携を今まで以上に進めることでセコムグループの力を最大限に発揮することを目的として、社員一人一人が積極的に取り組んでいます。

セコムグループの中心的なサービスであるオンライン・セキュリティサービスの仕組みは、契約先の建物等に侵入・火災・設備異常などを受信するセンサーなどの各種セキュリティ機器を設置し、通信回線を利用して公開買付者のコントロールセンターと結び、コントロールセンターの管制員が24時間365日監視するものです。そして、契約先に異常が発生した場合、その情報がコントロールセンターに送信され、管制員がその内容を確認し、最寄りの緊急発進拠点の緊急対応員に急行を指示して、緊急対応員が適切な処置を行います。また、必要に応じて警察や消防などへも通報します。セコムグループでは、セキュリティシステムの研究・開発から、機器の製造、販売、セキュリティプランニング、設置工事、24時間監視、緊急対応、変更工事（機器の交換、追加、撤去工事）、機器のメンテナンスに至るまでセコムグループで一貫して行う体制を整えています。

セコムグループがオンライン・セキュリティサービスを提供するにあたり、当社は、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事及び変更工事を担当しているため、施工後のオンライン・セキュリティサービスの品質維持に重要な役割を担っています。当社は、工法や施工技術等が全国均一で良質になるよう品質の向上に努めるとともに、施工・業務管理の効率化、管理コストの低減に努めてまいりました。また、ビルメンテナンス事業分野（建物設備の保守点検及び修繕工事業）においては、消防設備、空調設備、エレベーターといった建物設備の保守点検及び修繕工事業を発展させ、業容の拡大に努めてまいりました。平成22年度の運営方針として、当社は「新生テクノ改革宣言！」をスローガンに掲げ、組織改革と意識改革を進めています。

施策のひとつとして、当社の本社組織をこれまでの事業別の組織から、「営業」「業務」「管理」を骨格に据えた機能型組織としたことで、特に上記の建物設備の保守点検及び修繕工事業業についての「営業」力を強化することで当社の「攻め」の意識を高めるとともに、「業務」「管理」がお客様と当社自体の「守り」の役割を担うこととし、それぞれの組織の役割と考え方を明確にしました。このほか、各事業部門の管理・業務などを集約し、効率化を図り、さらに支社組織においては、公開買付者各本部に対応した組織を基本として、セコムグループの営業力も十分に活かし、セコムグループとの相乗効果を高められるよう組織を編成いたしました。また、「ALL SECOM」の主旨に則り、今まで以上に高品質の業務・サービスを提供することで、社会やお客様から高い信用と信頼を得て業容の拡大につなげていくことを目指しております。

上記のように、当社及び公開買付者は、グループとして経営戦略を共有し、さまざまな施策を行ってまいりましたが、変化の激しい今日の社会においては、「安全・安心」に対する社会的需要がより一層高まるとともに、その内容も多様化・高度化しています。社会動向、犯罪動向、新技術、社会インフラなど、社会のさまざまな要素の変化により、お客様が求める「安全・安心」は常に変化しており、それに伴い、セキュリティサービス市場も常に変化を続けながらもその「安全・安心」に対する社会的需要から市場規模は拡大し続けていると、当社は認識しています。また、環境をキーワードとした、建物建築、設備、周辺の技術革新とこれらに対応できる新しいサービスの提供が、セコムグループに求められていると考えております。さらに、「ALL SECOM」の具体的対応として、グループ会社の構成についても、その会社の存在する意義、設立の経緯を考慮しながら見直しを行い、経営資源の最適な配分を図り、お客様にとって最良のサービスを提供できるようにしていくことを考えております。かかる社会の急激な変化に対応し、かつセコムグループの経営資源の最適な配分を図るためには、従来のように警備部門、設置工事部門及び設備メンテナンス部門がそれぞれ独立した部門として存在するよりも、研究・開発から各サービス提供まで一貫した意思決定及び総合的な事業展開を行うことができる体制の構築が必要であると考えております。

こうした中で、当社及び公開買付者は、平成22年12月頃からセコムグループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び公開買付者は、本公開買付けとその後の取引を通じて経営統合することにより、相乗効果の最大化を実現し、「社会システム産業」の確立に向けた取り組みを加速していくことが、当社の企業価値拡大のみならず、セコムグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。また、当社は、本公開買付け及びその後の経営統合は以下の点において相乗効果が見込まれるため、戦略的意義は十分にあると考えています。

公開買付者の開発部門（開発センター）、工事についてのフィールド担当部門（システム技術部）、及び当社の工事部門が一体になることで品質の向上が期待でき、また、工事施工上の課題を商品開発に迅速にフィードバックできるようになること

ビルメンテナンスサービスについて、公開買付者のコントロールセンターと、当社のオンコールセンターの連携性が高まるため、機動性のあるビルメンテナンスサービスが提供でき、一層の差別化につながる

意思決定及び戦略実行のスピードを加速させることができる

当社と公開買付者の各営業部門を一体化させることで、営業チャネルの相互活用をはじめとする機動的で、かつ、柔軟性を持った営業展開を図ることができる

セコムグループ全体としての、商品開発・マーケティング・本社機能などに関する人材の有効活用等、経営資源の最適化を図ることができる

上場維持コストなどの負担軽減と、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除できる

なお、公開買付者は、当社との経営統合後も、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事を中心とする工事関連部門並びにビルメンテナンス事業部門として自主性を重視した組織体制を維持し、設置工事業業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、セコムグループの中心であるセキュリティサービス事業の強化を図り、また設置工事業業・ビルメンテナンス事業の品質の更なる向上を図る所存であるとのことです。

当社は、以上の認識・検討及び下記2（3）「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内

容等を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の期末配当を行わない旨の決議を行っております。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社が公開買付者の連結子会社であることに鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年2月7日付で株式価値算定報告書を取得しております。なお、当社はトーマツから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

トーマツの株式価値算定報告書では、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社の株式価値を算定しております。市場株価法では、算定基準日を平成23年2月4日とし、東京証券取引所市場第二部における当社株式の、直近6ヶ月の終値平均値2,565円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の終値平均値2,652円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月の終値平均値2,761円（小数点以下四捨五入）を基に、当社の株式の1株当たりの価値を2,565円から2,761円と算定しております。DCF法では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、当社株式の1株当たりの価値を3,383円から3,685円と算定しております。なお、当社の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

なお、第三者算定機関であるトーマツは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

独立した第三者委員会の設置

当社は、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び公開買付者から独立した外部の有識者である長谷川臣氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）、森田尚文氏（公認会計士・税理士、森田会計事務所）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、（a）本公開買付け並びにその後に予定されている当社の完全子会社化又は公開買付者を当事者とする組織再編は当社の企業価値向上に資するか、（b）本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化の取引条件の公正性が確保されているか、（c）本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、（d）本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化は当社の少数株主にとって不利益なものでないか、を第三者委員会に対し諮問することを当社取締役会にて決議のうえ、第三者委員会へ諮問を行いました。

第三者委員会は、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、当社から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び下記2（4）「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受けました。また、トーマツが当社に対して提出した当社の株式価値算定報告書を参考にするとともに、トーマツから当社の株式価値評価に関する説明を受けました。さらに、第三者委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも、本公開買付け及びその後の一連の手続について説明を受けました。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成23年2月7日に、当社取締役会に対して、（a）本公開買付け並びにその後に予定され

ている当社の完全子会社化又は公開買付者を当事者とする組織再編は当社の企業価値向上に資すること、(b)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化の取引条件の公正性は確保されていること、(c)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化は、当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、トーマツより取得した株式価値算定報告書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、全取締役が出席し、出席した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、下記の理由で取締役会を欠席した中野睦人氏及び小野晃司氏を除く当該取締役会に出席した監査役は、当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社監査役のうち、公開買付者の顧問を務める中野睦人氏及び小野晃司氏は、利益相反防止の観点から、当社の取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控えております。また、下記(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付け後に、本合併又は当社を完全子会社化した上での公開買付けによる当社の吸収合併を実施することを予定しているとのことですが、当社の現役員及び当社は、当該合併後における当社の現役員の公開買付者の役員への就任について、公開買付者との間で、何らの合意もしておりません。

他の買付者から買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付け価格の公正性を担保しているとのことです。

また、当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本プレスリリース冒頭に記載のとおり、本公開買付け後、本合併を行うことを企図しています。具体的には、本公開買付けにより公開買付者が当社の発行済株式の全て(公開買付者が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本合併において、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の皆様が所有する当社株式の対価として公開買付者の株式を交付することを予定しており、公開買付者の株式1株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、公開買付者の株主となります。なお、本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本公開買付けの結果、本合併が会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を充足する場合には、本合併は、当該略式合併により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。本合併が当社における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、公開買付者は、平成23年3月末日を基準日とし、同年6月に開催される予定の定時株主総会において、本合併の承認議案を上程するよう当社に要請する予定とのことです。

本合併における合併比率は、当社及び公開買付者それぞれの株主の皆様への利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と公開買付者が協議の上で決定いたしますが、本合併により当社の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者の株式。ただし、公開買付者の1株未満の端数を割り当てられた場合は、会社法に基づき当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。）を決定するに際しての当社株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。また、本合併に際して、消滅会社となる当社の株主の皆様は、会社法第785条及び第786条その他の関係法令の定めに従い、当社に対して、それぞれ株式買取請求権を行使することができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

ただし、本公開買付けの決済後の当社における米国人株主の保有割合（米国1933年証券法（Securities Act of 1933。以下「米国証券法」といいます。）に従い算定されます。）が10%を超え、本合併の実施により公開買付者に米国証券法に基づく登録届出書提出義務が発生する場合には、公開買付者は、本公開買付けの直後には本合併を実施せずに、以下の方法により、当社を完全子会社とした上で、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを企図しております。その場合には当社の株主の皆様が公開買付者の株式の交付を受けることはありません。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、平成23年3月末日を基準日とし、同年6月に開催される予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された当社株式の全部（当社の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案とすることを当社に要請する予定とのことです。

本定時株主総会において上記のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、上記の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催すること、及び本種類株主総会を本定時株主総会と同日に開催するため、公開買付期間中に、平成23年3月末日を本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日として設定することも要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本定時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（当社が保有する自己株式を除きます。）当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者は、当社に対し、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、公開買付け以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対して交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記の当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が

定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記各手続の実行により、当社が公開買付者の完全子会社となった後に、公開買付者は、最終的に、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを企図しているとのことです。

上記各手続に関して、本公開買付け後の公開買付者の当社株式の保有状況、公開買付者以外の当社の株主の皆様が当社株式の保有状況又は米国証券法を含む関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、公開買付者は、最終的に公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しているとのことです。その過程で当社の株主の皆様へ交付される対価についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、上記2(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に従い、公開買付者が、本公開買付けの成立後に、適用ある法令に従い、本合併を実施した場合には、当社の株式は上場廃止となります。また、本公開買付け直後に本合併を実施せず、いったん当社の完全子会社化手続を実施することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、上記2(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の完全子会社化手続が実施される場合、全部取得条項が付された当社の株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われず予定

上場廃止となることを見込まれる本公開買付けに賛同する理由及び代替措置の検討状況

上記2(5)「上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付け及びその後には、本公開買付けの諸条件につき、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるトーマツから取得した当社の株式価値算定報告書の内容を参考とし、上記リーガル・アドバイザーからの助言を受けつつ、本公開買付けの諸条件、公開買付者の有する経営資源の活用の可能性及び当社が公開買付者と統合することにより当社に生じうる業務上、財務上のシナジー効果等を考慮しつつ慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及びその他の本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針 該当事項はありません。

6. 公開買付者に関する質問
該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

8. 今後の見通し
前記2(2) 「本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

9. 支配株主との取引等に関する事項

本公開買付け及びその後実施される本合併又は当社の完全子会社化は、支配株主との取引等に該当します。

平成22年7月6日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している指針は、「親会社との主要な取引として、セコム株式会社が提供するオンライン・セキュリティシステムの工事を担っておりますが、工事料金の算定については、市場相場を参考に、双方協議の上決定しております。」というものであり、かかる指針に現れるように、当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、市場相場をベースに取引を行うこととしております。

この点、当社の支配株主による本公開買付けに関して、当社は、上記2(3)「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための各措置を講じておりますが、当社は、かかる対応は上記指針の趣旨に適合していると考えております。

また、当社は、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、平成23年2月7日付で上記2(3)「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「独立した第三者委員会の設置」に記載した第三者委員会より、(a)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化又は公開買付者を当事者とする組織再編は当社の企業価値向上に資すること、(b)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化の取引条件の公正性は確保されていること、(c)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化は、当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を入手しております。なお、当社は、本公開買付けの成立後に本合併を実施する場合、当該第三者委員会に対し、本合併の実施が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を諮問することを予定しております。

10. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料(「上場子会社であるセコムテクノサービス株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)をご参照ください。

以上

(添付資料)

平成23年2月8日付「上場子会社であるセコムテクノサービス株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

(添付資料)



平成 23 年 2 月 8 日

各 位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 前田 修司
(コード番号：9735 東証第一部 大証第一部)
問合せ先 経営監理室長 加藤 幸司
TEL 03 - 5775 - 8225

上場子会社であるセコムテクノサービス株式会社の株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

セコム株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、本日開催の取締役会において、セコムテクノサービス株式会社(コード番号：1742 東証第二部、以下「対象者」といいます。)の株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数(平成 22 年 9 月 30 日現在：12,987,000 株)の 67.76%(8,800,000 株)を保有しており、対象者を連結子会社としていますが、この度、対象者との経営統合を企図し、対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けにより取得することとしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。

なお、対象者公表の平成 23 年 2 月 8 日付「支配株主であるセコム株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和 37 年の創業以来、日本で初めてのセキュリティサービス会社として、日々変化する社会の幅広いニーズに素早く対応することで「安全・安心」を提供してまいりました。昭和 41 年にオンライン・セキュリティシステムの開発を皮切りに、昭和 56 年に家庭向けのオンライン・セキュリティシステム、平成 13 年には屋外用携帯緊急通報システム「ココセコム」など、時代のニーズにいち早く対応したシステムを開発し、提供してきました。当社グループは、より「安全・安心」で、より便利で、より快適な暮らしを社会に提供できるようセキュリティサービスを中核に据え、その事業領域を、防災、メディカルサービス、保険、地理情報サービス、不動産開発・販売、情報通信・その他へと拡大してきました。このような事業の各種サービスを複合的に組み合わせることで、当社グループ独自のサービスを開発・提供し、「いつでも、どこでも、誰もが安全・安心に暮らせる社会」を実現する「社会システム産業」の構築を目指しています。

また、当社グループは、平成 22 年 11 月に、「ALL SECOM」を宣言しました。「当社グループ総力のさらなる結集」を基本メッセージとし、展開するさまざまな事業間の連携を今まで以上に進めることで当社グループの力を最大限に発揮することを目的として、社員一人一人が積極的に取り組んでいます。

一方、対象者は、昭和 45 年に当社のオンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事の請負を目的として、当社から分離独立し、子会社として設立されました。対象者は、当社と共通の基本理念のもと、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事の施工と建物設備のメンテナンスを柱に、建築設備工事やエンジニアリング、マンションセキュリティシステム、安全商品・損害保険の販売なども行い、ビルや家庭の「安全・安心」を支えています。対象者は、事業の更なる拡充を目的とした経営改革の過程で資金の確保とともに、社会的信用や知名度の向上、広範囲の優れた人材の確保、社員のモラル向上を図るため、平成 11 年に株式上場を果たし、現在も対象者株式は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しています。

現在、対象者は以下のサービス・商品をお客様に提供しています。

オンライン・セキュリティシステム工事の施工：家庭、店舗などの幅広い当社商品群のシステム構築に係る取付工事

ビルメンテナンス：建物の安全管理を柱としたビルメンテナンスサービスを提供

ファシリティマネジメント：建物設備の情報を、統合管理するサービスを提供

建築設備工事：新築ビルへの各種設備の設置及び既存設備のリニューアルなどの要望に対応

エンジニアリング：産業系設備に特化し、自然環境に配慮した製造環境をサポー

ト

テクノ・オンコールセンター：夜間、休日も設備の故障や修理を受け付けるオンコールセンターを運営

マンションセキュリティシステムの販売：マンションセキュリティシステムの販売・施工

安全商品・損害保険：当社グループの開発による各種の防犯・防災商品、損害保険の取扱い

当社グループの中心的なサービスであるオンライン・セキュリティサービスの仕組みは、契約先の建物等に侵入・火災・設備異常などを受信するセンサーなどの各種セキュリティ機器を設置し、通信回線を利用して当社のコントロールセンターと結び、コントロールセンターの管制員が 24 時間 365 日監視するものです。そして、契約先に異常が発生した場合、その情報がコントロールセンターに送信され、管制員がその内容を確認し、最寄りの緊急発進拠点の緊急対応員に急行を指示して、緊急対応員が適切な処置を行います。また、必要に応じて警察や消防などへも通報します。当社グループでは、セキュリティシステムの研究・開発から、機器の製造、販売、セキュリティプランニング、設置工事、24 時間監視、緊急対応、変更工事（機器の交換、追加、撤去工事）、機器のメンテナンスに至るまで当社グループで一貫して行う体制を整えています。

当社グループがオンライン・セキュリティサービスを提供するにあたり、対象者は、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事及び変更工事を担当しているため、施工後のオンライン・セキュリティサービスの品質維持に重要な役割を担っています。対象者は、工法や施工技術等が全国均一で良質になるよう品質の向上に努めるとともに、施工・業務管理の効率化、管理コストの低減に努めてまいりました。また、ビルメンテナンス事業分野（建物設備の保守点検及び修繕工事業業）においては、消防設備、空調設備、エレベーターといった建物設備の保守点検及び修繕工事業業を発展させ、業容の拡大に努めてまいりました。平成 22 年度の運営方針として、対象者は「新生テクノ改革宣言！」をスローガンに掲げ、組織改革と意識改革を進めています。施策のひとつとして、対象者の本社組織をこれまでの事業別の組織から、「営業」「業務」「管理」を骨格に据えた機能型組織としたことで、特に上記の建物設備の保守点検及び修繕工事業業についての「営業」力を強化することで対象者の「攻め」の意識を高めるとともに、「業務」「管理」がお客様と対象者自体の「守り」の役割を担うこととし、それぞれの組織の役割と考え方を明確にしました。このほか、各事業部門の管理・業務などを集約し、効率化を図り、さらに支社組織においては、当社各本部に対応した組織を基本として、当社グループの営業力も十分に活かし、当社グループとの相乗効果を高められるよう組織を編成いたしました。また、「ALL SECOM」の主旨に則り、今まで以上に高品質の業務・サービスを提供することで、社会やお客

様から高い信用と信頼を得て業容の拡大につなげていくことを目指しております。

上記のように、当社及び対象者は、グループとして経営戦略を共有し、さまざまな施策を行ってまいりましたが、変化の激しい今日の社会においては、「安全・安心」に対する社会的需要がより一層高まるとともに、その内容も多様化・高度化しています。社会動向、犯罪動向、新技術、社会インフラなど、社会のさまざまな要素の変化により、お客様が求める「安全・安心」は常に変化しており、それに伴い、セキュリティサービス市場も常に変化を続けながらもその「安全・安心」に対する社会的需要から市場規模は拡大し続けていると、当社は認識しています。また、環境をキーワードとした、建物建築、設備、周辺の技術革新とこれらに対応できる新しいサービスの提供が、当社グループに求められていると考えております。さらに、「ALL SECOM」の具体的対応として、グループ会社の構成についても、その会社の存在する意義、設立の経緯を考慮しながら見直しを行い、経営資源の最適な配分を図り、お客様にとって最良のサービスを提供できるようにしていくことを考えております。かかる社会の急激な変化に対応し、かつ当社グループの経営資源の最適な配分を図るためには、従来のように警備部門、設置工事部門及び設備メンテナンス部門がそれぞれ独立した部門として存在するよりも、研究・開発から各サービス提供まで一貫した意思決定及び総合的な事業展開を行うことができる体制の構築が必要であると考えております。

こうした中で、当社及び対象者は、平成 22 年 12 月頃から当社グループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて経営統合することにより、相乗効果の最大化を実現し、「社会システム産業」の確立に向けた取り組みを加速していくことが、対象者の企業価値拡大のみならず、当社グループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。また、対象者としましても、本公開買付け及びその後の経営統合は以下の点において相乗効果が見込まれるため、戦略的意義が十分にあると考えているとのことです。

当社の開発部門（開発センター）、工事についてのフィールド担当部門（システム技術部）及び対象者の工事部門が一体になることで品質の向上が期待でき、また、工事施工上の課題を商品開発に迅速にフィードバックできるようになること
ビルメンテナンスサービスについて、当社のコントロールセンターと、対象者のオンコールセンターの連携性が高まるため、機動性のあるビルメンテナンスサービスが提供でき、一層の差別化につながること

意思決定及び戦略実行のスピードを加速させることができること

当社と対象者の各営業部門を一体化させることで、営業チャネルの相互活用をはじめとする機動的で、かつ、柔軟性を持った営業展開を図ることができること
当社グループ全体としての、商品開発・マーケティング・本社機能などに関する人材の有効活用等、経営資源の最適化を図ることができること

上場維持コストなどの負担軽減と、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除できること

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、対象者との経営統合を目的とした本公開買付けの開始を決議するに至りました。

なお、当社は、対象者との経営統合後も、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事を中心とする工事関連部門並びにビルメンテナンス事業部門として自主性を重視した組織体制を維持し、設置工事業業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、当社グループの中心であるセキュリティサービス事業の強化を図り、また設置工事業業・ビルメンテナンス事業の品質の更なる向上を図る所存です。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は本日現在において当社の連結子会社であること並びに当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から平成 23 年 2 月 7 日に提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。算定基準日：平成 23 年 2 月 4 日）を参考にいたしました（なお、当社は、野村證券から本公開買付け価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：2,558 円～2,849 円

市場株価平均法では、平成 23 年 2 月 4 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の、直近 6 ヶ月間の終値平均値、直近 3 ヶ月間の終値平均値、直近 1 ヶ月間の終値平均値、直近 1 週間の終値平均値及び基準日終値（それぞれ、2,558 円、2,632 円、2,761 円、2,757 円、2,849 円。各終値平均値に

については小数点以下第一位を四捨五入。)を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、2,558円～2,849円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：1,977円～2,893円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,977円～2,893円と分析しております。

(c) DCF法：3,072円～4,918円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、3,072円～4,918円と分析しております。

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付け価格を3,500円と決定しました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり3,500円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成23年2月7日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値2,820円に対して24.1%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）過去1ヶ月間（平成23年1月11日から平成23年2月7日まで）の普通取引終値の単純平均値2,751円（小数点以下第一位を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して27.2%、過去3ヶ月間（平成22年11月8日から平成23年2月7日まで）の普通取引終値の単純平均値2,639円に対して32.6%、過去6ヶ月間（平成22年8月9日から平成23年2月7日まで）の普通取引終値の単純平均値2,560円に対して36.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

対象者による株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年2月7日付で株式価値算定報告書を取得しているとのことです。なお、対象者はトーマツから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・

オピニオン)は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、トーマツの株式価値算定報告書では、市場株価法及びDCF法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価法では、算定基準日を平成23年2月4日とし、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の、直近6ヶ月の終値平均値2,565円(小数点以下四捨五入)、直近3ヶ月の終値平均値2,652円(小数点以下四捨五入)、直近1ヶ月の終値平均値2,761円(小数点以下四捨五入)を基に、対象者の株式の1株当たりの価値を2,565円から2,761円と算定しているとのことです。DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、対象者株式の1株当たりの価値を3,383円から3,685円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

なお、第三者算定機関であるトーマツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

独立した第三者委員会の設置

対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立した外部の有識者である長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)、森田尚文氏(公認会計士・税理士、森田会計事務所)及び高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)の3名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付け並びにその後に予定されている対象者の完全子会社化又は当社を当事者とする組織再編は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件の公正性が確保されているか、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、を第三者委員会に対し諮問することを対象者取締役会にて決議のうえ、第三者委員会へ諮問を行ったとのことです。

第三者委員会は、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付け及び後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受けました。ま

た、トーマツが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定報告書を参考にする
とともに、トーマツから対象者の株式価値評価に関する説明を受けました。さらに、
第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友
常法律事務所からも、本公開買付け及びその後の一連の手続について説明を受けま
した。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成 23 年 2 月 7 日に、対象
者取締役会に対して、(a) 本公開買付け並びにその後に予定されている対象者の
完全子会社化又は公開買付けを当事者とする組織再編は対象者の企業価値向上に
資すること、(b) 本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社
化の取引条件の公正性は確保されていること、(c) 本公開買付け及びその後に予
定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への
十分な配慮がなされていること、並びに(d) 本公開買付け及びその後に予定され
ている対象者の完全子会社化は、対象者の少数株主にとって不利益なものではない
ことを内容とする答申書を提出しております。

独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正
性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイ
ザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに対する
対象者の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けているとのこととす。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、トーマツより取得した株式価値算定
報告書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の
答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討
した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有
益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、
本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売
却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、全取締役
が出席し、出席した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、
対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をし
たとのこととす。また、下記の理由で取締役会を欠席した中野睦人氏及び小野晃司
氏を除く当該取締役会に出席した監査役は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛
同意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推
奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのこととす。

なお、対象者監査役のうち、公開買付けの顧問を務める中野睦人氏及び小野晃司
氏は、利益相反防止の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する

審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控えているとのことです。また、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社は、本公開買付け後に、当社による対象者の吸収合併又は対象者を完全子会社化した上での当社による対象者の吸収合併を実施することを予定しておりますが、対象者の現役員及び対象者は、当該合併後における対象者の現役員の当社の役員への就任について、当社との間で、何らの合意もしておりません。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付け価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、本公開買付け後、当社を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを企図しています。

具体的には、本公開買付けにより当社が対象者の発行済株式の全て(当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本合併において、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(当社及び対象者を除きます。)の皆様が所有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。なお、本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本公開買付けの結果、本合併が会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を充足する場合には、本合併は、当該略式合併により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。本合併が対象者における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、当社は、平成23年3月末日を基準日とし、同年6月に開催される予定の定時株主総会において、本合併の承認議案を上程するよう対象者に要請する予定です。

本合併における合併比率は、当社と対象者それぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定いたしますが、

本合併により対象者の株主の皆様が受け取る対価（当社の株式。ただし、当社の1株未満の端数を割り当てられた場合は、会社法に基づき当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。また、本合併に際して、消滅会社となる対象者の株主の皆様は、会社法第785条及び第786条その他の関係法令の定めに従い、対象者に対して、それぞれ株式買取請求権を行使することができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

ただし、本公開買付けの決済後の対象者における米国人株主の保有割合（米国1933年証券法（Securities Act of 1933。以下「米国証券法」といいます。）に従い算定されます。）が10%を超え、本合併の実施により当社に米国証券法に基づく登録届出書提出義務が発生する場合には、当社は、本公開買付けの直後には本合併を実施せずに、以下の方法により、対象者を完全子会社とした上で、当社を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを企図しております。その場合には対象者の株主の皆様が当社の株式の交付を受けることはありません。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、平成23年3月末日を基準日とし、同年6月に開催される予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された対象者株式の全部（対象者の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案とすることを対象者に要請する予定です。

本定時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、上記の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催すること、及び本種類株主総会を本定時株主総会と同日に開催するため、公開買付期間中に、平成23年3月末日を本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日として設定することも要請する予定です。なお、当社は、本定時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）対象者に

取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類対象者株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類対象者株式を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類対象者株式の売却価格（及びその結果株主の皆様に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社は、対象者に対し、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対して交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（イ）上記の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ロ）上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの（イ）又は（ロ）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記各手続の実行により、対象者が当社の完全子会社となった後に、最終的に、当社を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを企図しております。

当社は、上記各手続に関して、本公開買付け後の当社の対象者株式の保有状況、当社以外を対象者の株主の皆様を対象者株式の保有状況又は米国証券法を含む関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、当社は、最終的に当社を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しております。その過程で対象者の株主の皆様が交付される対価についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本定時株主総会及び本種類株主総会における当社及び対象

者の株主の議決権の行使を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任において税務の専門家にご確認頂きますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することにより、本合併を行うか、又は対象者を完全子会社とした上で吸収合併することを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

名称	セコムテクノサービス株式会社	
所在地	東京都中野区弥生町五丁目6番11号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 坂本 正治	
事業内容	オンライン・セキュリティシステム工事の施工と建物設備のメンテナンス、各種建築設備に関する設計から施工・維持管理、マンションセキュリティシステムの販売及び施工	
資本金	23億5,781万円(平成22年9月30日現在)	
設立年月日	昭和45年5月21日	
大株主及び持株比率 (平成22年9月30日現在) (注)	セコム株式会社	67.76%
	ビービーエイチフォーファイデリティロープライススト ックファンド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	9.99%
	セコムテクノサービス従業員持株会	2.08%
	セコムテクノサービス取引先持株会	1.49%

	ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー）サブ アカウントブリテイツシユクライアント （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1.36%
	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラ ーアカウント （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	1.15%
	野田智史	0.39%
	CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	0.28%
	シーエムビーエル, エスエーリ. ミューチャルファンド （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営 業部）	0.27%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	0.23%
当社と対象者の関係	資本関係	当社は、対象者の発行済株式総数の 67.76%の株式を保有し、対象者を連結 子会社としております。
	人的関係	下記の者は、当社と対象者の役職を兼任 しております。 当社顧問 中野 睦人（対象者監査役） 当社顧問 小野 晃司（対象者監査役） また、当社の従業員 65 名が対象者へ出 向し、対象者の従業員 17 名が当社へ出 向しております。
	取引関係	当社は、対象者より、オンライン・セキ ュリティサービスの構築に係る取付工 事、建物・設備全般の保守点検、維持管 理及びその他保全に係るサービスを受 けているほか、マンションセキュリティ システム等の安全商品を対象者に販売 しております。
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の連結子会社であるため、 関連当事者に該当します。

（注）持株比率は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合を記載しております。

(2) 買付け等の日程等

日程

取締役会決議	平成 23 年 2 月 8 日（火曜日）
公開買付開始公告日	平成 23 年 2 月 9 日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	平成 23 年 2 月 9 日（水曜日）

届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 2 月 9 日（水曜日）から平成 23 年 3 月 24 日（木曜日）まで（30 営業日）
（以下「公開買付期間」といいます。）

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 3,500 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 23 年 2 月 7 日に提出された算定書を参考にいたしました（なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：2,558 円～2,849 円

市場株価平均法では、平成 23 年 2 月 4 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の、直近 6 ヶ月間の終値平均値、直近 3 ヶ月間の終値平均値、直近 1 ヶ月間の終値平均値、直近 1 週間の終値平均値及び基準日終値（それぞれ、2,558 円、2,632 円、2,761 円、2,757 円、2,849 円。各終値平均値については小数点以下第一位を四捨五入。）を基に、対象者の普通株式の 1 株当たりの価値は、2,558 円～2,849 円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：1,977 円～2,893 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,977円～2,893円と分析しております。

(c) DCF法：3,072円～4,918円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、3,072円～4,918円と分析しております。

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を3,500円と決定しました。

なお、本公開買付価格である1株当たり3,500円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前日である平成23年2月7日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値2,820円に対して24.1%(小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。)過去1ヶ月間(平成23年1月11日から平成23年2月7日まで)の普通取引終値の単純平均値2,751円(小数点以下第一位を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。)に対して27.2%、過去3ヶ月間(平成22年11月8日から平成23年2月7日まで)の普通取引終値の単純平均値2,639円に対して32.6%、過去6ヶ月間(平成22年8月9日から平成23年2月7日まで)の普通取引終値の単純平均値2,560円に対して36.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

当社及び対象者は、グループとして経営戦略を共有し、さまざまな施策を行ってまいりましたが、変化の激しい今日の社会においては、「安全・安心」に対する社会的需要がより一層高まるとともに、その内容も多様化・高度化しています。社会動向、犯罪動向、新技術、社会インフラなど、社会のさまざまな要素の変化により、お客様が求める「安全・安心」は常に変化しており、それに伴い、セキュリティサービス市場も常に変化を続けながらもその「安全・安心」に対する社会的需要から市場規模は拡大し続けていると、当社は認識しています。また、環境をキーワードとした、建物建築、設備、周辺の技術革新とこれらに対応できる新しいサービスの提供が、当社グ

ループに求められていると考えております。さらに、「ALL SECOM」の具体的対応として、グループ会社の構成についても、その会社の存在する意義、設立の経緯を考慮しながら見直しを行い、経営資源の最適な配分を図り、お客様にとって最良のサービスを提供できるようにしていくことを考えております。かかる社会の急激な変化に対応し、かつ当社グループの経営資源の最適な配分を図るためには、従来のように警備部門、設置工事部門及び設備メンテナンス部門がそれぞれ独立した部門として存在するよりも、研究・開発から各サービス提供まで一貫した意思決定及び総合的な事業展開を行うことができる体制の構築が必要であると考えております。

こうした中で、当社及び対象者は、平成 22 年 12 月頃から当社グループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて経営統合することにより、相乗効果の最大化を実現し、「社会システム産業」の確立に向けた取り組みを加速していくことが、対象者の企業価値拡大のみならず、当社グループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至ったことから、当社は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付け価格について決定しました。

(イ) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より、算定書を平成 23 年 2 月 7 日に取得しています。

(ロ) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

市場株価平均法	: 2,558 円 ~ 2,849 円
類似会社比較法	: 1,977 円 ~ 2,893 円
DCF 法	: 3,072 円 ~ 4,918 円

(ハ) 当該意見を踏まえて買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 23 年 2 月 8 日

開催の取締役会において本公開買付価格を 3,500 円と決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者は本日現在において当社の連結子会社であること並びに当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

(イ) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 23 年 2 月 7 日に提出された算定書を参考にいたしました。

(ロ) 対象者による株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるトーマツに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 2 月 7 日付で株式価値算定報告書を取得しているとのことです。なお、対象者はトーマツから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、トーマツの株式価値算定報告書では、市場株価法及びDCF法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価法では、算定基準日を平成 23 年 2 月 4 日とし、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の、直近 6 ヶ月の終値平均値 2,565 円(小数点以下四捨五入)、直近 3 ヶ月の終値平均値 2,652 円(小数点以下四捨五入)、直近 1 ヶ月の終値平均値 2,761 円(小数点以下四捨五入)を基に、対象者の株式の 1 株当たりの価値を 2,565 円から 2,761 円と算定しているとのことです。DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、対象者株式の 1 株当たりの価値を 3,383 円から 3,685 円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

なお、第三者算定機関であるトーマツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(八) 独立した第三者委員会の設置

対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立した外部の有識者である長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）、森田尚文氏（公認会計士・税理士、森田会計事務所）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、（a）本公開買付け並びにその後に予定されている対象者の完全子会社化又は当社を当事者とする組織再編は対象者の企業価値向上に資するか、（b）本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件の公正性が確保されているか、（c）本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、（d）本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものではないか、を第三者委員会に対し諮問することを対象者取締役会にて決議のうえ、第三者委員会へ諮問を行ったとのことです。

第三者委員会は、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付け及び前記「1 買付け等の目的等（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受けました。また、トーマツが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定報告書を参考にするとともに、トーマツから対象者の株式価値評価に関する説明を受けました。さらに、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも、本公開買付け及びその後の一連の手続について説明を受けました。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成23年2月7日に、対象者取締役会に対して、（a）本公開買付け並びにその後に予定されている対象者の完全子会社化又は公開買付者を当事者とする組織再編は対象者の企業価値向上に資すること、（b）本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件の公正性は確保されていること、（c）本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに（d）本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

(二) 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性

及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けているとのことです。

(ホ) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、トーマツより取得した株式価値算定報告書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、全取締役が出席し、出席した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、下記の理由で取締役会を欠席した中野睦人氏及び小野晃司氏を除く当該取締役会に出席した監査役は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者監査役のうち、公開買付者の顧問を務める中野睦人氏及び小野晃司氏は、利益相反防止の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控えているとのことです。また、前記「1. 買付け等の目的等 (4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社は、本公開買付け後に、本合併又は対象者を完全子会社化した上での当社による対象者の吸収合併を実施することを予定しておりますが、対象者の現役員及び対象者は、当該合併後における対象者の現役員の当社の役員への就任について、当社との間で、何らの合意もしておりません。

(ヘ) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

算定機関との関係

野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,182,798(株)	(株)	(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成22年11月11日に提出した第43期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式数(12,987,000株)から本日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数(8,800,000株)及び同四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数(4,202株)を控除した株式数です。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	17,600 個	(買付け等前における株券等所有割合 67.78%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に 係 る 議 決 権 の 数	8,365 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	25,954 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(4,182,798株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等(ただし、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、二重に計算されないよう、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年11月11日に提出した第43期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を500株

として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成22年11月11日に提出した第43期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の普通株式の発行済株式総数(12,987,000株)から、同四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(4,202株)を控除した株数(12,982,798株)に係る議決権の数(25,965個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 14,640 百万円

(注) 「買付代金」は、買付予定数(4,182,798株)に1株当たりの買付価格(3,500円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

決済の開始日

平成23年3月30日(水曜日)

決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを經由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、法第27条の8第11項ただし書きに定める場合を除き、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成23年2月9日(水曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議したとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要とされるその他の情報

対象者は、平成 23 年 2 月 7 日付で「平成 23 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく平成 23 年 3 月期第 3 四半期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては対象者の当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、本公開買付けに係る公開買付け期間中に、法第 24 条の 4 の 7 第 1 項及び令第 4 条の 2 の 10 第 3 項の規定に基づき、平成 22 年 12 月末日経過後 45 日以内に、第 43 期第 3 四半期に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

(i) 損益の状況(連結)

(単位：千円)

決算年月	平成 23 年 3 月期 (第 43 期) 第 3 四半期連結累計期間
売上高	46,075,631
売上原価	37,254,497
販売費及び一般管理費	6,127,405
営業外収益	377,708
営業外費用	5,079
四半期純利益	1,819,372

() 1株当たりの状況(連結)

(単位:円)

決算年月	平成23年3月期(第43期) 第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	140.14
1株当たり配当額	-
1株当たり純資産額	2,674.41

(注) 1株当たり純資産額は第3四半期会計期間末の数値です。

対象者は、平成23年2月8日付で「平成23年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成23年2月8日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

以上

<その他の注意事項>

- このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表(平成23年2月8日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻)から12時間を経過するまでは、セコムテクノサービス株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- このプレスリリースは、当社によるセコムテクノサービス株式会社に対する公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、ご自身のご判断で申込みをされるようお願いいたします。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。
- このプレスリリースには、セコムテクノサービス株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しその他将来の見通しに関する記述が含まれています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見通しから大きく乖離する可能性があります。
- 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。

す。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- ・ 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとし、
- ・ 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとし、